

令和7年度

危機管理マニュアル



枚方市立楠葉西中学校

〒573-1122 枚方市西船橋2丁目43-1

TEL (050) 7102-9225 FAX 072-850-3404

kuzuhanishi00-jh@city.hirakata.ed.jp

危機管理の3つの目的

1. 生徒と教職員の生命を守ること
2. 生徒と教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
3. 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

対象とする危機

1. 学校生活で発生する大きな事故
2. 学校への不審者侵入や登下校時に危害が加えられるなどの犯罪被害
3. 虐待、いじめ
4. 地震、洪水、暴風、豪雨などの異常な自然現象
5. 校舎、近隣の建物等で発生した火災
6. 登下校時や校外学習時などにおける交通事故

I 不審者等への対応

1. 校外における近隣校等に関する問題の発生時の対応（不審者・変質者等への対応）

（発見者）

↓（連絡）

受信教職員

↓（報告）

生徒指導主事（校長・教頭・首席）→近隣小中学校に連絡、警察にも連絡する。

↓（連絡）

教育委員会（教育支援推進室）

必要に応じPTA役員、校区コミュニティにも連絡

保護者には緊急時一斉メール配信システムを利用して連絡

2. 不審者の校内への立ち入りの予防

（1）裏門を閉鎖し、施錠する。

（2）来校者の出入口を正門とし、職員室を受付場所とする。（看板により明示）

3. 校内での不審者への対応

生徒の安全確保のため、危険な状況の場合は、

①生徒の避難、②現場での多数の教職員による対応、③緊急の関係機関への通報を最優先とする。

（1）授業中

① 職員は、生徒に職員室への連絡を指示する。

② 職員は、近隣の学級の授業者と協力して、不審者に対応する。また、状況に応じて、生徒に避難させる（原則は、体育館）。

③ 職員室で連絡を受けた者は、連絡係を残して全員すぐに現場に急行する。

(2) 休憩時間

- ① 発見者は、近くの複数の教職員または職員室へ連絡する。
- ② 職員は、状況に応じて付近の生徒に職員室への連絡及び避難をさせる。

(3) 関係機関等への連絡

- ① 状況を把握した教職員は、職員室へ戻り、校長または教頭、生徒指導主事に報告する。
- ② 状況に応じ、緊急放送により全校生徒に体育館への避難を指示する。
- ③ 校長・教頭・首席・生徒指導主事は分担し、警察・消防署に出動を要請し、さらに、市教育委員会（教育支援推進室）に連絡する。
- ④ P T A 役員に報告。状況に応じ、校区コミュニティ協議会長に報告を行う。

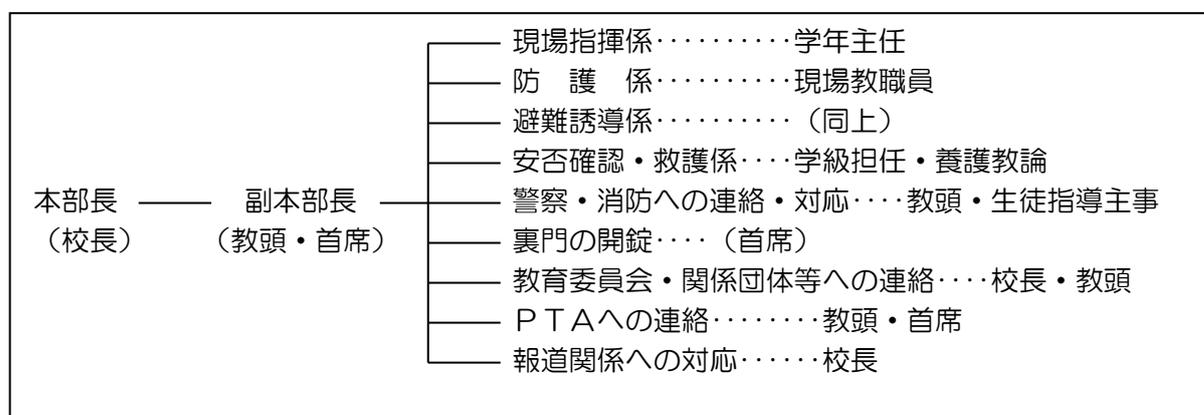
(4) 生徒の避難と安否確認

- ① 生徒の避難場所は、原則として体育館とする。
- ② 生徒を学年・学級別に整列させ、人数や安否の確認を行う。
- ③ 避難場所での安否確認には、原則として各学級担任が当たり、他の職員は不審者への対応に当たる。

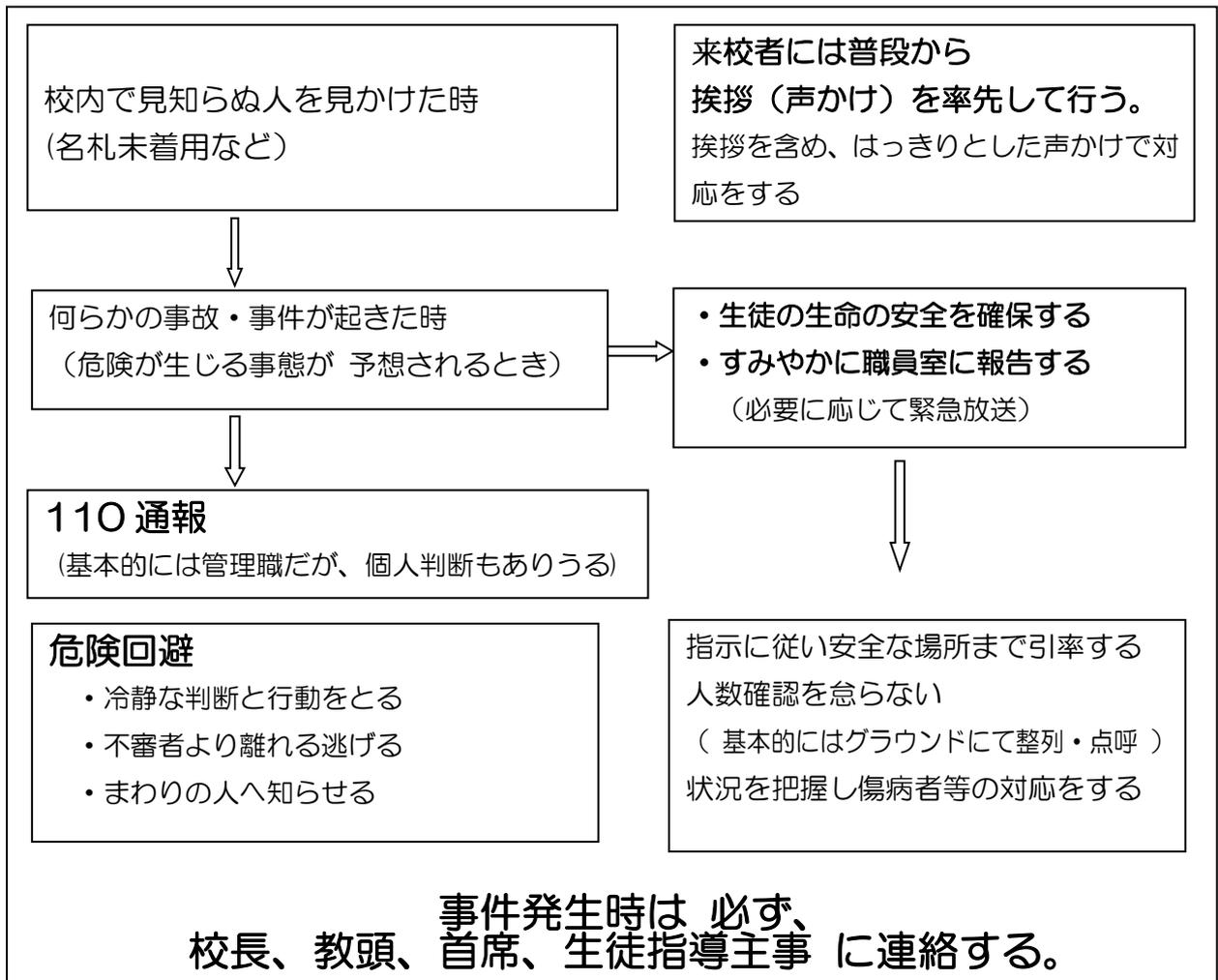
(5) 被害生徒発生等重大事態への対応

- ① 被害生徒が発生した場合、当該生徒の救助を最優先する。被害生徒の安否の確認が済み次第、学級担任から生徒の氏名・搬送先医療機関を保護者に連絡する。また、2次被害が起こらないように十分に配慮して、不審者の身柄確保に努める。
- ② P T A 役員に連絡し、役員・実行委員会の緊急招集を依頼。……（校長・教頭）
- ③ 不審者の身柄確保等、状況が安定した後、臨時全校集会をもち、生徒の状況を把握し、（校長または教頭・生徒指導主事）から状況等の説明と指導を行う。
- ④ 状況に応じて、地区別・方面別に集団下校させる。
場合により、P T A の役員・実行委員等の協力（付き添い等）を要請する。
- ⑤ 緊急事態の平穏化の後、緊急時一斉メール配信システム等により全保護者に連絡し、保護者説明会を開催する。（教育委員会に出席を要請する）
- ⑥ 学校評議員、P T A 会長に連絡又は報告を行う。状況に応じ、校区コミュニティ協議会長に報告を行う。
- ⑦ 報道機関等の対応は、校長を窓口とし、原則として校内への立入りを禁止する。（校長室で対応）

(6) 緊急体制（別紙①参照）



(7) 不審者 侵入対応 クイックチャート



II 虐待防止対応

学校生活において教職員が担う役割は、第一に「虐待のサイン」の発見であり、次に生徒・保護者との信頼関係に基づく援助である。管理職・首席・生徒指導主事・虐待対応担当者を中心に、全職員が統一した意識を持ち取り組んでいく。

1. 児童虐待とは

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ ネグレクト(養育の拒否・怠慢)
- ④ 心理的虐待

2. 虐待の早期発見

生徒の日常の様子や健康診断、家庭訪問や保護者との懇談等の様子から、早期に虐待を発見するためには、全教職員が虐待という問題があることを常に認識することが最も重要である。表面に現れる問題行動のみに着目し処理するのではなく、背景に虐待があるかもしれないとの視点で生徒に対応することで子どもの背景にある家庭の状況が見え、虐待の発見にもつながる。

3. 早期発見のポイント

〈生徒の状況〉

- ・ 身体に不自然な傷がある
- ・ 身体的発達が著しく遅れている
- ・ 表情や反応が乏しい
- ・ 乱暴・攻撃的な行動や言葉使いになっている
- ・ 嘘をつく、教職員に対して反抗的な態度をとる
- ・ 単独で非行（万引き、窃盗、深夜徘徊等）を行う
- ・ 極端な性への関心や異性に対する拒否感が見られる
- ・ 授業に集中できず、教室・学校を抜け出したがる
- ・ 急激な成績の低下が見られる
- ・ 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退がある
- ・ 他の生徒をいじめる
- ・ 小動物や昆虫・植物などに対し、残虐な行為を行う
- ・ 昼食を持ってこない、または市販のものばかりを持ってくる
- ・ 身体、服装が極端に汚れたままで登校する
- ・ 躁鬱な状況が続いている

〈保護者の状況〉

- ・ 無表情で、子どもに対して語りかけない
- ・ 感情的になり、思い通りにならないとすぐ怒る
- ・ 自分の子どもに対して、否定的な言動をとる
- ・ 教師との面談を拒みがちである(電話連絡など)
- ・ 保護者の価値観で行動し、子どものペースに対し無頓着である
- ・ 他の兄弟と著しく差別し、他の子どもと比較ばかりしている
- ・ 子どもの学校生活に無関心である
- ・ 子どもの外傷などについて、不自然な説明をする

4. 虐待対応の体制

(1) 可能な限りの情報収集・家庭訪問など(家庭連絡表の未記入などないかも確認)

- ① 外傷の有無、食事の摂取状況、清潔保持の状況、病気時の医療機関受診の有無
- ② 子どもの情緒面の変化
- ③ 欠席日、遅刻日、早退日の状況

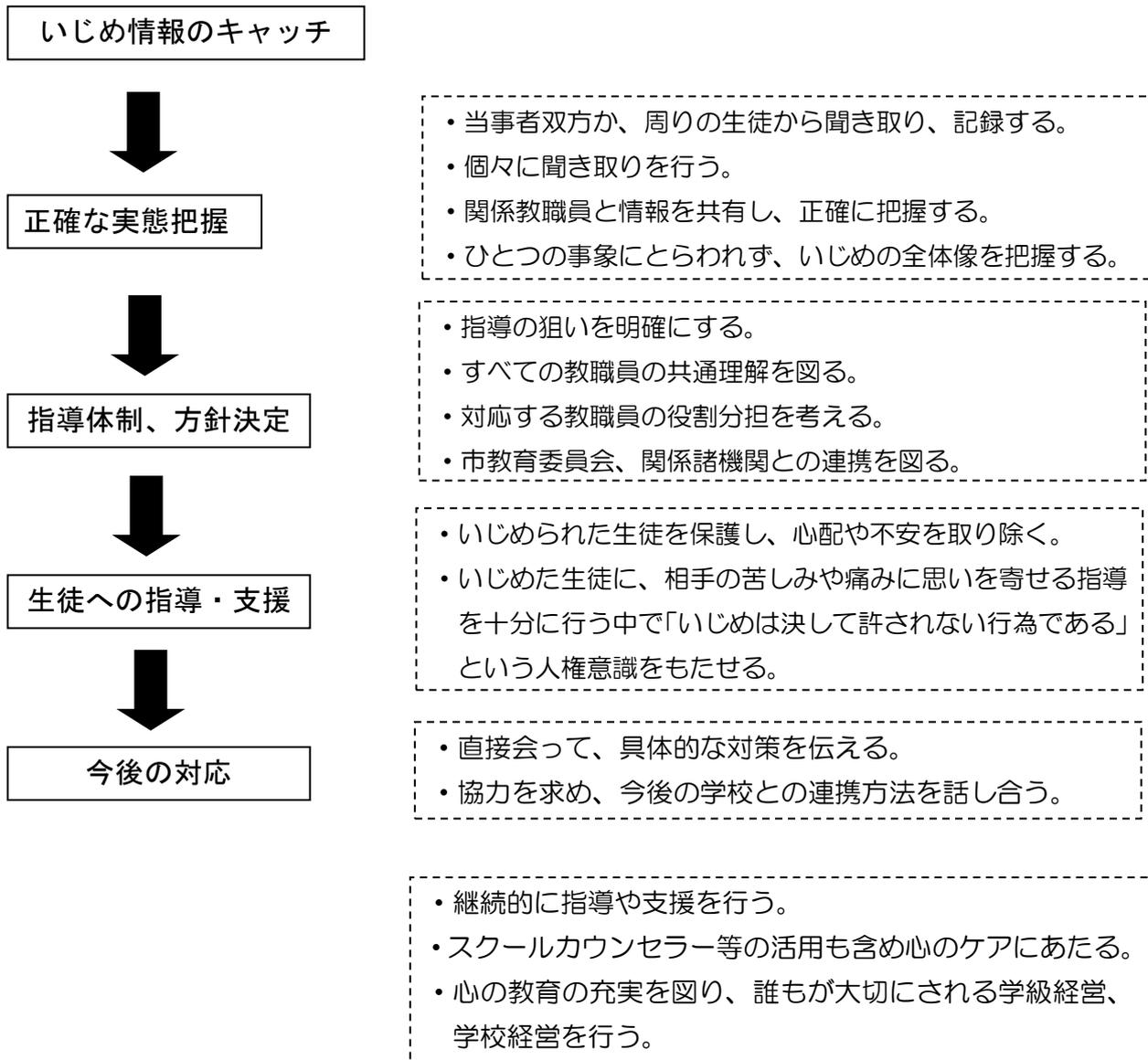
(2) 状況に応じた対応

- ① 緊急介入が必要な場合 生徒が危機的な状況にあると判断された場合は関係諸機関に連絡・通告を行い、必要があれば、保護をする。
- ② 緊急を要しない場合 関係諸機関に連絡・通告し、連携をとりながら継続して支援を実施していく。

(何事もひとりで抱え込まず、学年、管理職、首席・生徒指導主事に相談する。)

Ⅲ いじめ問題に関する対応

1. いじめ対応の基本的な流れ



把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているのか？・・・【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？・・・【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・【内容】
- いじめのきっかけは何か？・・・【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・【期間】

2. 重大事態の発生

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「生徒や保護者からいじめられて重大事態にいたったという申し立てがあったとき」



市教委が、重大事態の調査の主体を判断

（1）学校を調査主体とした場合 市教委の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

④ 調査結果を市教委に報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

（2）市教委が調査主体となる場合

① 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

【平成25年文部科学省 生徒指導リーフレット増刊号

『いじめのない学校づくり』『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A参考】

3. いじめ対策委員会

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 主な活動

- ① いじめの早期発見に関すること（いじめアンケート、取組評価アンケート、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

(3) 開催

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

4. 緊急対応会議

◆いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。学年主任、関係教員、特別支援教育コーディネーター、人権教育担当者、その他関係諸機関等専門家、道徳推進教員

5. 具体的な取組と組織図

	1 年	2 年	3 年	教職員・PTA等
4月	家庭訪問週間	家庭訪問週間	家庭訪問週間	
5月				「いじめ防止基本方針」見直し
6月	いじめアンケート 教育相談	いじめアンケート 教育相談	いじめアンケート 教育相談	アンケート分析
7月	個人懇談	個人懇談	個人懇談	1学期状況総括
8月				教員研修会
9月				
10月	いじめアンケート 教育相談	いじめアンケート 教育相談	いじめアンケート 教育相談	
11月	教育相談	教育相談	教育相談	アンケート分析
12月	個人懇談	個人懇談	個人懇談	2学期状況総括
1月				
2月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	アンケート分析
3月				3学期状況総括

Ⅳ 災害への対応

1. 安全教育指導

災害に対する安全確保について、日常の全校、学年、学級での指導をしたうえで、以下の取り組みを実施する。

- (1) 交通災害の予防のため、自転車通学は禁止しているが、やむをえない場合は全職員にその趣旨を伝え許可している。
- (2) 毎学期 1 回、全教職員が分担し、交通安全街頭指導を実施する。毎月 1 回登下校指導を実施する。
- (3) 校内安全点検を組織的に毎学期実施し、安全な学習環境の保持・改善を図る。
- (4) 警察・サポートセンターと連携して、交通安全教室や薬物乱用防止教室等を実施する。
- (5) 防災意識を高揚する指導を行うとともに、災害被害を予防するため避難訓練を定期的実施する。その際、避難場所・避難経路を周知徹底する。
このように阪神大震災・東日本大震災等の被害を教訓化していく。
- (6) 防災機器の定期点検のほか、自主点検及び操作方法の確認を行う。

2. 防災避難計画

(1) 目的

- ① 校内の防災（震災・火災）に常に心がけ、災害が発生した場合においても速やかに生徒の安全確保を図る。
- ② 火災等の発生時に対しては、被害を最小限にとどめる。

(2) 日常の対策

- ① 常に校舎内外の施設を点検し、有事の際、避難しやすいようにしておくとともに、非構造物については、年 2 回の定期的に点検を行わない非構造物の落下等による被害を未然に防止する。また、電源、電気器具、ガスの元栓と器具、消火器、火災報知器等のある場所をよく知り、火災の発生を未然に防止する。
- ② 校舎内のゴミ等の可燃物はためない。
- ③ 避難経路の周知各教室に避難経路図を掲示しておく。年度をまたいでも外さない。
- ④ 避難訓練を行い災害時の行動の徹底、災害に対する意識の向上に努める。

(3) 災害発生時の対策

- ① 組織 総指揮・・・・・・・・・・・・・校長
- 指令・・・・・・・・・・・・・教頭
- 通報・連絡・・・・・・・・・・・・・首席・事務・生徒指導主事（消防署,教育委員会、警察、警備会社に通報）
- 避難誘導・・・・・・・・・・・・・第3学年副担任、支援学級担任（授業中は教科担任）
- 消火班・・・・・・・・・・・・・生徒指導主事・第1学年副担任（消火器の管理点検及び初期消火活動）
- 救出班・・・・・・・・・・・・・第2学年副担任（残留生徒の確認及び救出に当たる）
- 救護班・・・・・・・・・・・・・養護教諭（負傷者の救護に当たる）
- 運搬班・・・・・・・・・・・・・事務・校務員（非常時搬出物を搬出）
- 安全確認・・・・・・・・・・・・・各学年担任（避難場所での安全確保・人数確認）
- 夜間防犯・・・・・・・・・・・・・施設管理人（戸締まり・施錠・防犯設備の点検）

（4）火災発生時

（基本的対応）

- ① 火気を断ち、ガスの元栓を閉め、電気を消し、延焼を防ぐため窓・扉を閉める。
- ② 先生の指示に従って、速やかに廊下に整列する。（出席簿を携行する。）
- ③ 出火場所に依りてより安全な避難経路を選択し、姿勢を低くしてハンカチ等で煙を吸わないように避難する。
- ④ 先生の指示に従って落ち着いて避難する。（おさない・走らない・喋らない）
- ⑤ 校舎外に出ると、建物等から落下物の危険性等があるので、素早くグラウンドに整列する。
- ⑥ 担任（授業担当者）は、生徒の点呼を行ない、学年主任を通じ、教頭に報告する。

（被災状況別の対応例）

- ① クラブ活動中・・・・・・・・顧問の判断で行動し、人数を確認する。
- ② 休憩時間中・・・・・・・・避難経路を通り、直接避難場所（グラウンド）に集合する。

救出担当は、校舎内に生徒がいらないかを確認する。

各担任は避難場所で生徒の確認をする。

学年主任は、各学年の生徒の数を確認し、教頭に報告する。

（5）地震発生時

（基本的対応）

- ① 火気を断ち、ガスの元栓を閉め、電気を消す。避難路を確保するため窓・扉を開ける。
- ② 頭部の保護、机の下などへの避難、机の脚を両手でしっかり押さえる、その場を動かない。
- ③ 先生の指示に従って、速やかに廊下に整列する。（出席簿を携行する。）

④ 先生の指示に従って落ち着いて避難する。(おさない・走らない・喋らない)

- ・校舎外に出ると、建物等から落下物の危険性があるので、素早くグラウンドに整列する。
- ・担任（授業担当者）は、生徒の点呼を行ない、学年主任を通じ、教頭に報告する。

(被災状況別の対応例)

①授業中

※避難経路の確認、 避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場 所	共通事項	個別事項
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ・教師による安全確保の的確な指示（頭部の保護、窓や壁際から離れさせる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下に潜らせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示
特別教室		<ul style="list-style-type: none"> ・実験中であれば、危険回避の指示（ガス、薬品、熱）
体育館		<ul style="list-style-type: none"> ・中央に集合させ、体を低くするように指示（建物の構造や体育用具の位置によっては。柱や壁に寄り添う方が良い場合もある。）
グラウンド		<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用中であれば消火する。 ・生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・余震や二次災害に備え、生徒等を落ち着かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむように指示 ・揺れが収まれば、素早くプールから出るように指示 ・避難準備（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）

②教師と生徒等が離れている場合（始業前、休み時間、放課後）

場 所	生徒などの行動	教職員の対応
-----	---------	--------

<p>階段 廊下 トイレ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護してじっと待機する。 ・落下物や倒壊物に気を付ける。 ・揺れがおさまり、教師の指示に従い、グラウンドに避難する。 ・周囲の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校指示（揺れが収まるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するように指示） ・教職員は分散して生徒等の安全確保、指示誘導 ・校舎外にいる生徒等の安全確保、負傷者の応急手当
<p>校庭等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる。 ・揺れが収まるまで、頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。 	

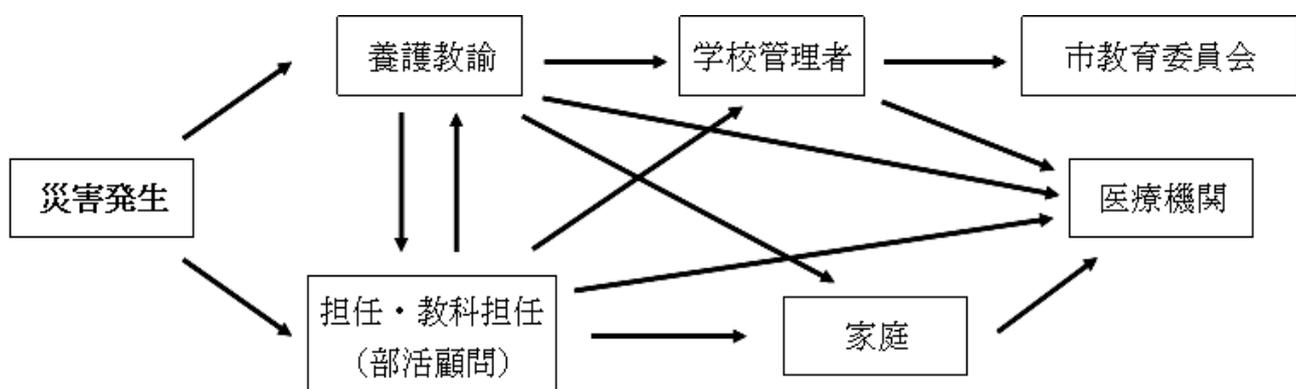
V 負傷・アナフラキシー等、事件・事故発生時の対応

※救急事故発生時には、その場に居合わせた職員が速やかに適切な処置を行い、養護教諭、担任、教頭に連絡する。

※ 医師の診察が必要な場合は、保護者に連絡し病院に搬送する。特に、頭部や首から上部を負傷した場合は必ず、速やかに医療機関の診察を受けること。

※ アレルギー事故を防ぐため、エピペン所持者を全教職員が把握しておく。また、エピペンの置き場所を職員室後ろのロッカー側面に掲示してき周知すること。

1. 連絡体制



2. 病院搬送について

(1) 病院への連絡

- ① 病院の決定は、保護者連絡し「かかりつけ病院」があるかどうか確認する。
- ② 保護者との連絡がとれた場合は、可能な限り病院に来ていただく。
- ③ 保護者との連絡がとれなかった場合、本人と相談し近くの医療機関に搬送する。

(2) 保護者連絡

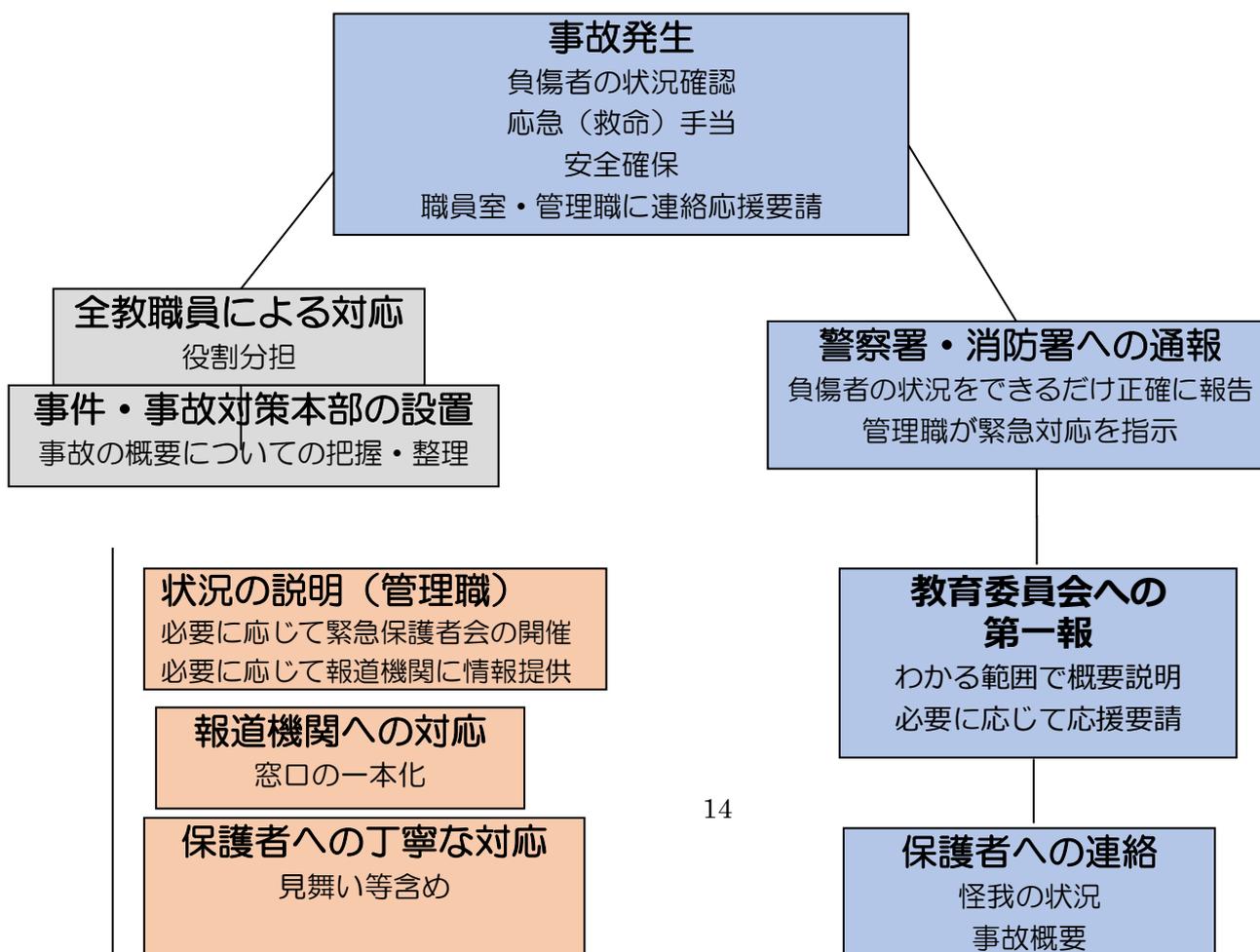
- ① 必要なときには保険証と公費医療助成（子ども医療・ひとり親家庭医療・障害者医療等）を使用される場合には、持っている医療証を持参で病院に来てもらい、診断結果を直接聞いてもらう。
- ② 受診後、授業参加が可能な場合は、学校につれて帰り保護者に診断結果を報告する。

(3) 搬送方法

- ① タクシーを使う一枚方市安全共済会発行のタクシーチケットを使う。（病院と学校の往復のみ）
- ② 必要に応じて救急車の出動を要請する。救急車を要請するときは、学校長（又は、教頭）に必ず連絡すること。
- ③ 救急車の呼び方（119番出動要請について）
 - ・呼ぶ前に、傷病部位と簡単な状況を知っておくこと。
 - ・保健調査票を出し、本人の名前（フルネーム）、年齢、生年月日を伝えること。

消防本部	要請者
①火事（消防）ですか？ケガ（救急）ですか？	－「ケガです」「病気です」「救急です」
②場所はどこですか？	－一枚方市立楠葉西中学校です。 住所は枚方市西船橋2丁目43-1です。 電話は050-7102-9225です。
③通報者の名前は？	－職員の〇〇です。
④該当者の状況は？	－（例）廊下で転倒し、コンクリートの床で頭部を強打しました。
⑤該当者の性別、年齢は？	－（例）男子、14歳（中学2年生です）
⑥正門から誘導をお願いします。	－職員が正門から保健室付近まで致します。

3. 生徒が重傷を負った場合



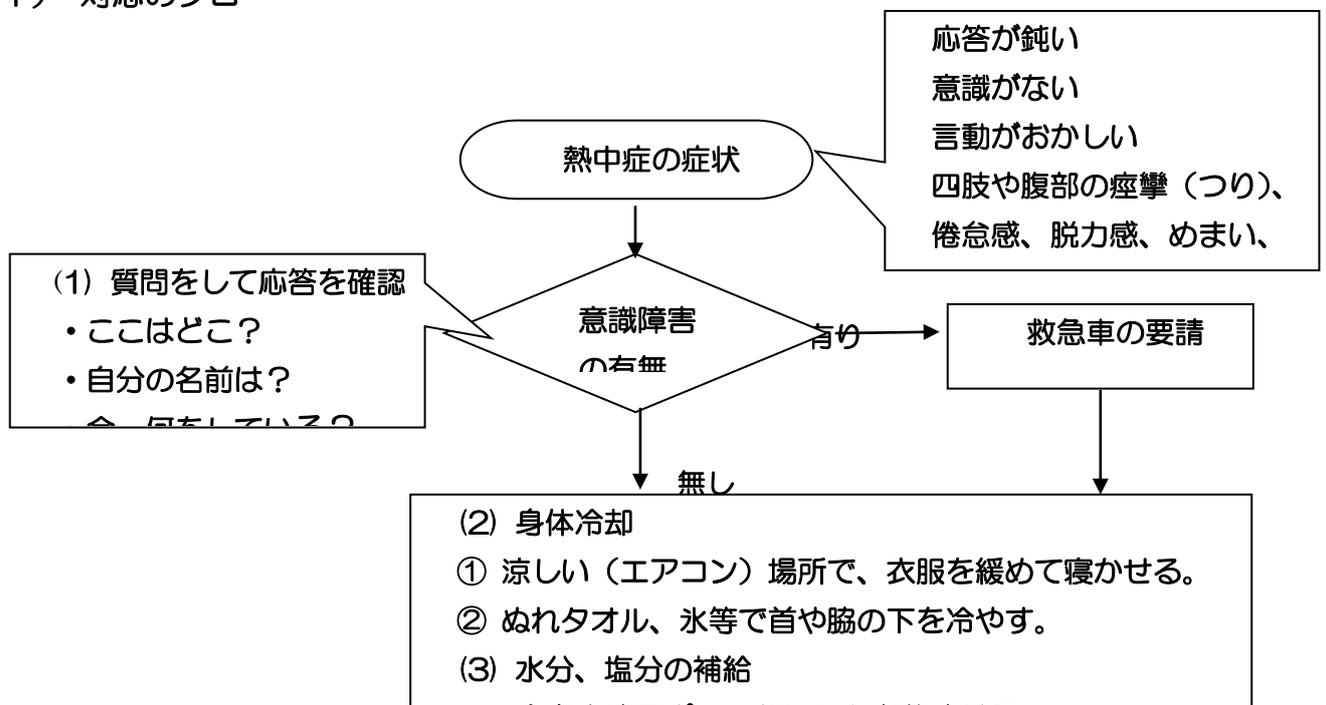
4. 出席停止について

	対象疾病（潜伏期間・日）	出席停止期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> • エボラ出血熱 • クリミア・コンゴ出血熱 • 痘そう • 南米出血熱 • ペスト • マールブルグ病 • ラッサ熱 • 急性灰白髄炎（ポリオ） • ジフテリア • 重症急性呼吸器症候群 （SARSコロナウイルスに限る） • 鳥インフルエンザ（H5N1） 	<ul style="list-style-type: none"> • 治癒するまで
第二種	<ul style="list-style-type: none"> • インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> • 発症後5 日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> • 百日咳 	<ul style="list-style-type: none"> • 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終

		了するまで
	・麻疹	・解熱した後3日を消失するまで
	・流行性耳下腺炎	・耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	・風疹	・発疹が消失するまで
	・水痘	・すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜炎	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	・症状により、学校医その他の医師において、伝染の恐れがないと認めるまで
	【注意】 ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。	
第三種	・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎 溶連菌感染症（しょうこう熱）など	・ 症状により、学校医その他の医師において、伝染の恐れがないと認めるまで

4. 熱中症への対応

(1) 対応のフロー



無し

有り

2 暑さ指数（WBGT）に基づく部活動等の活動指針

暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。
28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

5. ノロウイルスの感染拡大防止

ノロウイルスを広げないための3つのポイント ～処理の手順を守ること～
① 汚物はすぐに拭き取る・乾燥させない！ ノロウイルスは乾燥すると空中に漂い、口に入って感染することがあるので、 嘔吐物や糞便は速やかに処理することが感染防止に重要である。

② きれいに拭き取ってから消毒する！

ノロウイルスには家庭用塩素系漂白剤を水で薄めた消毒液が有効である。

★消毒液は、汚物が残っている状態で使用すると、ウイルスに対する消毒効果が低下するので消毒前にまずは汚物をきれいに取り除くことが重要である。

③ しっかり手洗いをする！（*石けんを使って流水で！）

ノロウイルスを広げないためには、しっかり手洗いをして、手からノロウイルスを落とすことが大切である。

<タイミング>

嘔吐物等の処理後、拭き取り掃除後、調理の前、食事前、トイレの後、オムツ交換の後 等

適切な処理の手順

吐いたとき

（窓を開ける等換気を十分におこなう）

① ビニール手袋・マスク・ガウン・靴カバー等を着用する。

② ペーパータオル・布等で嘔吐物を覆い、外側から内側へ向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。

③ 床等に、汚物が残らないように、しっかり拭き取る。

④ 拭き取りに使用したペーパータオル・布等は、ただちにゴミ袋に入れ、密閉し廃棄する。

* 可能であれば、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤を入れてから、密閉し廃棄する。

⑤ 汚物を拭き取った後の床等は、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で浸すように拭く。

* ペーパータオル・布等はなるべく色のついていないものを使用する。

⑥ 10分後に水拭きする。

衣類等が糞便や嘔吐物で汚れたとき

① ペーパータオル・布等で覆うなど、付着した汚物中のウイルスが飛び散らないようにしながら汚物を取り除く。

② 汚物を取り除いたあと、洗剤を入れた水の中で、静かにもみ洗いをする。

③ 50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に10分程度つけこむ。（素材に注意）

★家庭用塩素系漂白剤につけこむ代わりに、85℃・1分以上の熱湯洗濯を行うことでもウイルスの消毒効果があります。

④ 他の衣類とは分けて洗う。

* もみ洗いした場所は、250倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で消毒し、洗剤を使って掃除をする。

6. アナフラキシーの対応

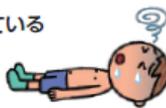
※ アレルギー事故を防ぐため、エピペン所持者を全教職員が把握しておく。また、エ

ピペンの置き場所を職員室後ろのロッカー側面に掲示してき周知すること。
① エピペンを使用すべき症状



下記の症状が**1つでも**あらわれたら、
できるだけ**早期にエピペン®を注射するとともに、
救急車を呼びましょう。**

● エピペン®を使用すべき症状

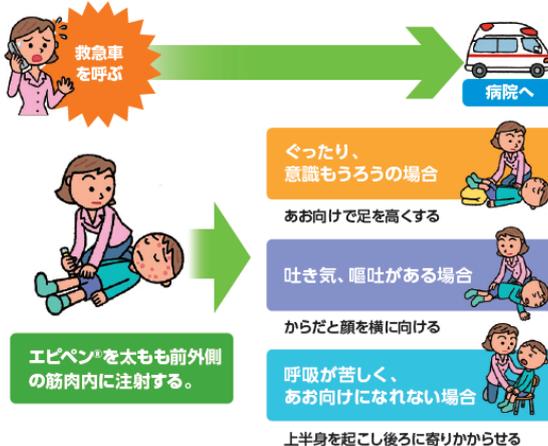
消化器の 症状	<ul style="list-style-type: none"> 繰り返す吐き続ける 	<ul style="list-style-type: none"> 持続する強い(がまんできない)おなかの痛み 
呼吸器の 症状	<ul style="list-style-type: none"> のどや胸が締め付けられる 声がかすれる 犬が吠えるような咳 	<ul style="list-style-type: none"> 持続する強い咳込み ゼーゼーする呼吸 息がしにくい 
全身の 症状	<ul style="list-style-type: none"> 唇や爪が青白い 脈を触れにくい・不規則 尿や便を漏らす 	<ul style="list-style-type: none"> 意識がもうろうとしている ぐったりしている 

日本小児アレルギー学会アナフィラキシー対応ワーキンググループ：一般向けエピペンの適応より引用
http://www.jspaci.jp/modules/important/index.php?page=article&storyid=26 2017/11/22参照

② エピペンの使い方

エピペン®を使用すべき症状(5頁)が出たときには、
すぐにエピペン®を太ももの前外側に注射し、
救急車を呼んでください。

● アナフィラキシーが起こったときの対処法



Simons, F. E. R. et al.: J Allergy Clin Immunol 127 (3): 567, 2011より引用
東京都アレルギー疾患対策検討委員会 医師:食物アレルギー-緊急時対応マニュアル 2013年7月版より引用
http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2013/07/DATA/20n7o400.pdf 2017/11/22参照

児童生徒本人がエピペン®を注射できない場合には、
保護者または教職員や保育士が代わりに注射してください。

(人命救助の観点からやむをえない教職員や保育士のエピペン®使用は、
医師法違反にはならず、その責任は問われません)

● エピペン®の使い方 —アナフィラキシーがあらわれたら—

STEP 1 準備

携帯用ケースのカバーキャップを指で開け、エピペン®を取り出します。オレンジ色のニードル（針）カバーを下に向けて、エピペン®のまん中を利き手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外し、ロックを解除します。



- 青色の安全キャップをかぶせた状態では、パネが固定されており、注射針が不用意に飛び出さないようになっています。使用時まで青色の安全キャップは取り外さないでください。
- 安全キャップを外した後は、誤注射を防ぐため取り扱いに十分注意してください。
- 絶対に指または手などをオレンジ色のニードル（針）カバーの先端に当てないように注意してください。
- 使用する前に注射器の窓から見える薬液が変色していないか、また沈殿物がないかを必ず確認してください。

STEP 2 注射

エピペン®を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードル（針）カバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付けます。太ももに押し付けたまま数秒間待ちます。エピペン®を太ももから抜き取ります。



- エピペン®の上下先端のどちらにも親指をかけないように握ってください。
- 太ももの前外側以外には注射しないでください。
- 投与部位が動かないようにしっかり押さえてください。
- 太ももにエピペン®を振りおろして接種しないでください。
- 緊急の場合には、衣服の上からでも注射できます。



患者本人以外が投与する場合

- 注射時に投与部位が動くと、注射部位を損傷したり、針が曲がって抜けなくなったりするおそれがあるので、投与部位をしっかり押さえるなど注意してください。



VI プール使用に関する規則について（使用管理マニュアル）

（1）生徒の安全管理について

生徒の健康状態を常に把握すること・・・水泳は、水という環境の中で全身を使い、水温、気温の影響を受けながら展開される運動であるので、生徒の健康状態によっては事故につながりやすいこ

とに留意すること。

- 指導監督者・・・① 生徒の健康状態等を水泳の授業を実施するにあたり、養護教諭、担任から情報の収集に努める。
- ② 使用中に体調の不良を訴えた生徒がいた場合は、養護教諭に伝えるとともに担任にも伝え、様子を見る。

- 養護教諭、担任・・・① プールの使用にあたり配慮を要する生徒の状況等を指導監督者に連絡しておく。
- ② 指導監督者から体調不良を訴えた生徒の連絡を受けた場合は、経過観察をするとともに、保護者に連絡を取り適切に対処する。

(2) 施設・設備について

- 排水溝・・・・① プールの使用前には、排水溝の蓋がねじ等でしっかり固定されていることを目視だけでなく触診して確認する。
- ② 排水溝の吸い込み防止金具がしっかり設置されていることを確認する。
- ③ ①と②に異常がある場合は、プールの使用を中止し補修に努める。
- プールサイド・① 使用開始前には、周辺の整理整頓をする。
- ② 補修の必要な箇所を発見した場合は、早急の修理に努める。生徒や他の教員に注意喚起する。
- 浄化装置・・・・① プールの使用前には、適切に動いていることを確認する。
- ② プールに関わるすべての教員に適切な操作が出来るよう努める。
- 水質管理・・・・① 常に水質（水温・塩素濃度・濁度・浮遊物）に注意をし、管理日誌に記録をする。

(3) 水泳指導について

- ① 水温と気温・・・・プールの使用にあたり、水温・気温・日照に注意を払い、生徒の健康状態を把握しながら行うこと。
- ② 準備体操・・・・ プールを使用する生徒には、十分な準備体操、シャワー等での体の清潔を保たせる。
- ③ 人員点呼・・・・人員点呼は生徒の安全を確認する上での基本と考え、プールの使用前と終了後は必ず行うこと。
- ④ 入水時間と休憩・生徒の健康状態と水温・気温とを考慮し、入水時間と休憩時間を適切に取ること。
- ⑤ 監視・・・・プールの使用中は、常に監視をし、異常があれば直ちに全員を水から上げ、適切に対処するとともに、応援を求める。

(4) 救助方法と応急手当

- ① プール使用に関わる教員だけでなく教員は救命講習の受講に努める。
- ② プールの使用に関わる教員は、AEDの設置場所と使用方法を知り、緊急時に使えるように努める。